

1 さめがわこどもセンターの運営について

1 幼保連携型認定こども園への移行

平成30年度から「鮫川幼稚園」と「鮫川保育園」は、幼保連携型認定こども園へ移行し、名称を「さめがわこどもセンター」としてスタートしました。

幼保連携型認定こども園は、幼稚園機能と保育所的機能の両方の機能を持つ単一の施設として、認定こども園としての機能（学校教育・保育・子育て支援機能）を果たすものです。

移行前の幼稚園は5歳児のみを対象としていましたが、幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行うことで、子どもの健やかな成長が図られ、その心身の発達を助長することを目的としています。

平成29年度までは、同じ施設の中で、鮫川村教育委員会が所管する鮫川幼稚園と鮫川村が所管する鮫川保育園に組織が分かれていましたが、移行後は、幼保連携型認定こども園として、教育委員会が一括して所管することになりました。

なお、平成27年度から実施している「支給認定制度」により、保護者が就労等の理由により家庭での保育ができない子どもで3歳以上は2号認定、3歳未満は3号認定とされ、3歳以上で保育を必要としない子どもは1号認定に区分しましたが、令和元年10月から、こども・子育て支援法が一部改正され認定制度が変更されることになりました。

平成29年度までの「さめがわこどもセンター」

鮫川幼稚園

1号認定子ども 5歳児(教育)

※保育を必要としない子どもが対象

鮫川保育園

(0歳～4歳児)

2号認定子ども 3・4歳児(保育)

3号認定子ども 3歳未満児(保育)

※就労等の理由により保育が必要な子どもが対象

移行

平成30年度からの「さめがわこどもセンター」

幼保連携型認定こども園

(0歳～5歳児)

1号認定子ども(保育を必要としない子ども) 3歳以上児(教育)

2号認定子ども(保育を必要とする子ども) 3歳以上児(教育・保育)

3号認定子ども(保育を必要とする子ども) 3歳未満児(保育)

※1 幼稚園児、保育園児という区分をしていましたが、幼保連携型認定こども園では、その区分がなくなり、園児となります。

※2 幼稚園では教諭、保育園では保育士という職名でしたが、両方の資格を持っている者が教育・保育に当たるため、保育教諭の職名に変わります。ただし、3歳未満児は、保育士のみ有資格者で保育することができます。

2 支給認定制度について

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、小学校就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「支給認定制度」が導入されました。

この制度は、保護者が特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所等）の利用を希望する場合は、「支給認定」の申請が必要です。

お子さんの年齢や保護者の保育を必要とする事由の有無や申請内容によって、1号認定・2号認定・3号認定に区分され、利用できる施設を選択し、利用することができます。

本村で利用できる特定教育・保育施設は、幼保連携型認定こども園「さめがわこどもセンター」です。

(1) 認定区分

認定区分	対象年齢	要件	利用できる施設
1号認定	満3歳以上児	保育を必要とする事由がない。	認定こども園 ※幼稚園
2号認定	満3歳以上児	保育を必要とする事由がある。	認定こども園 ※保育園
3号認定	満3歳未満児	保育を必要とする事由がある。	認定こども園 ※保育園・地域型保育事業

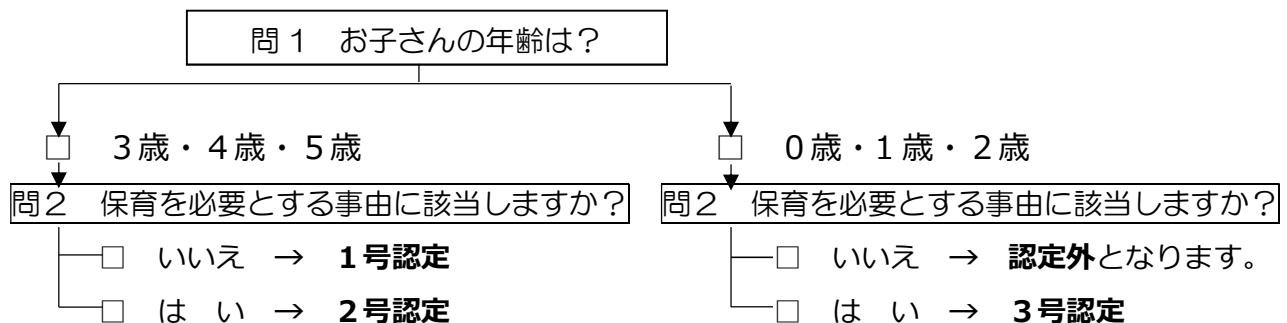
※満年齢は、入園年度の初日の前日（3月31日）の年齢です。

(2) 「保育の必要な事由」とは？

「2号認定」・「3号認定」の支給認定を受けるためには、保護者（父親と母親）が次の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

- 就労…就労時間が1か月当たり48時間以上就労していること（パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧…児童の居宅が災害を受けその復旧のため保育ができない場合
- 求職活動（起業準備を含む）・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として村が認める場合

(3) あなた（保護者）のお子さんの認定区分はいずれに該当しますか。



3 支給認定制度の改正について

令和元年10月に「こども・子育て支援法」の一部が改正され、国の幼児教育・保育無償化制度が始まりました。これまでの「支給認定制度」は「子どものための教育・保育給付認定」と「子育てのための施設等利用給付認定」（新設）に改められました。この2種類の認定を受けることにより更なる恩恵を受けることができます。

また国の無償化制度では、認定を受けることで3歳以上の保育料及び0～2歳児の住民税非課税世帯の保育料について無償化されますが、通園送迎費、食材料費、行事費、教材費はこれまでどおり保護者負担になることとされています。

(1) 認定区分

◆「子どものための教育・保育給付」…認定こども園等を利用する児童が通常保育を受けたときに必要な支援を受けるための認定

認定区分	対象年齢	要件	利用できる施設
1号認定	満3歳以上児	保育を必要とする事由がない。	認定こども園 ※教育部分
2号認定	満3歳以上児	保育を必要とする事由がある。	認定こども園 ※保育部分
3号認定	満3歳未満児	保育を必要とする事由がある。	認定こども園 ※保育・地域型保育事業

※満年齢は、入園年度の初日の前日（3月31日）の年齢です。

◆「子育てのための施設等利用給付」…認定こども園等を利用する児童が預かり保育事業や一時保育事業を利用した際に必要な支援（無償化）を受けるための認定

認定区分	要件	支給に係る事業
1号認定	満3歳以上の、施設等利用給付1号・2号認定以外の子ども	該当なし
2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した、保育を必要とする事由がある子ども	預かり・一時保育事業
3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある、住民税非課税世帯かつ保育を必要とする事由がある子ども	預かり・一時保育事業

4 さめがわこどもセンターの利用について

(1) 開園時間 午前7時から午後6時30分まで

(2) 教育・保育時間

ア 教育・保育給付1号認定子ども 午前8時から午後3時30分まで（7時間30分）

※国で定めている教育標準時間は4時間とされていますが、さめがわこどもセンターでは、現行のとおりです。

イ 教育・保育給付2・3号認定子ども 午前7時から午後6時30分まで（うち最大11時間）

※国で定めている保育標準時間は最大11時間、保育短時間は最大8時間と保護者の労働時間等によって区分されていますが、さめがわこどもセンターでは、現行のとおりです。

(3) 休日等（教育・保育を行わない日）

ア 教育・保育給付1号認定子ども

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- ・夏季休業日 7月21日から8月24日まで
- ・冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- ・学年末休業日 3月23日から3月31日まで

イ 教育・保育給付2・3号認定子ども

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

ウ 上記に掲げるもののほか、事情により変更することがあります。

(4) 教育・保育給付1号認定子どもの延長保育・預かり保育の利用

ア 延長保育

1号認定の子どもに対し、通常の利用日の教育・保育時間（午前8時～午後3時30分）以外の時間（午前7時～8時・午後3時30分～6時30分）に保護者の希望により、延長保育を行います。ただし、子育てのための施設等利用給付2・3号認定を受けていない場合は利用料の負担があります。

イ 預かり保育

1号認定の子どもに対し、上記（3）のイの休日等を除いた日の午前7時から午後6時30分まで預かり保育を行います。ただし、子育てのための施設等利用給付2・3号認定を受けていない場合は利用料の負担があります。

(5) 子育て支援事業

さめがわこどもセンターでは、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場を提供する「子育て支援センター」の機能を持ち、一時保育事業（子育てのための施設等利用給付2・3号認定を受けていない場合は利用料の負担有）、やまゆり保育室、やまゆり乳児室、子育てサークル支援、子育て相談を行い、子育て家庭への支援に努めています。

(6) 食事の提供（変更あり）

国の基準による園児に対する食事の提供は、教育・保育給付2・3号認定は、自園調理の方法により提供することとされていますが、教育・保育給付1号認定は、園（村）の判断とされています。

さめがわこどもセンターでは、認定区分に関わらず、食事の提供を行います。

主食の提供

いままでこどもセンターでは1号認定と2号認定の園児には主食を持参していただいていたましたが、令和5年度4月より園で炊飯し提供することになりました。1号認定と2号認定の園児1人につき（月額：1,000円）の負担があります。

□副食費の無料化

こどもセンターでは、子育て支援のため、1号認定の副食費は平成30年度、2号認定の副食費は令和元年度10月より無料化しております。

(7) 幼児送迎バスの運行

保護者の利便性や幼児が安全に通園できるよう幼児送迎バスを運行しています。ただし、利用料（月額：2,500円）の負担があります。

(8) その他の費用

保護者会費（令和元年度：在園児童1人つき年額3,000円、2人目以上は2,000円加算）、災害共済掛金（令和元年度：年額200円）などの負担があります。

4 教育・保育の理念及び目標

教育・保育の理念

乳幼児との信頼関係を築き、子どもの人権や主体性を尊重し、乳幼児の最善の幸福のため保護者や地域社会と力を合わせ、乳幼児の心身の発達と福祉を積極的に増進する。

☆☆☆☆☆☆ 教育・保育目標 ☆☆☆☆☆☆☆

1 元気な子ども

- ・ 健康で明るくたくましい子ども
- ・ 生き生きと意欲をもって活動できる子ども
- ・ 自分のことは自分でする子ども

2 やさしい子ども

- ・ 友達と仲良く遊べる子ども
- ・ 思いやりのある、心の優しい子ども

3 考える子ども

- ・ よく見て、よく聞いて、よく考える子ども
- ・ 考えをのびのび表現できる子ども
- ・ 自然に喜んで親しむ子ども

5 クラス編成(教育・保育給付)

(1) 1号認定と2号認定の区別をしないクラス編成とし、国の基準を参考に編成します。

(2) 3号認定は、年齢及び児童数を勘案し、国の基準を参考に編成します。

□国の基準（保育教諭1人に対する児童数）

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
児童数	3人	6人	6人	20人	30人	30人

6 保育時間・ディリープログラム(教育・保育給付)

園児の一日の生活は、園児の発達に即した乳幼児期にふさわしいプログラムとしています。

認定区分 年齢/時間	3号認定		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定		
	0歳児	1・2歳児	3・4歳児		5歳児			
7:00	順次登園(視診)		▲延長保育(視診)	順次登園(視診)	▲延長保育(視診)	順次登園(視診)		
7:15	合同保育		合同保育		合同保育			
7:30								
7:45								
8:00							▲教育時間開始	▲教育時間開始
8:15	各クラスに移動		各クラスに移動		各クラスに移動			
8:30								
8:45								
9:00							好きな遊び	好きな遊び
9:15	片付け・排泄・手洗い		片付け・排泄・手洗い		片付け・排泄・手洗い			
9:45	うがい・ミルク・おやつ		うがい・朝の集まり		うがい・朝の集まり			
10:00	遊びを中心とした保育活動		遊びを中心とした 課題別教育・保育活動		遊びを中心とした 課題別教育・保育活動			
10:15								
10:30								
10:40							片付け・排泄	片付け・排泄
11:00	手洗い・うがい	片付け・排泄	片付け・排泄・手洗い うがい・食事		片付け・排泄・手洗い うがい・食事			
11:15	ミルク・食事	手洗い・うがい						
11:30	ミルク・食事	片付け・排泄・手洗い						
11:45		うがい・食事						
12:00	午睡		午睡		午睡			
12:15								
12:30							歯みがき・絵本の読み聞かせ	歯みがき・絵本の読み聞かせ
12:45								休息・静かな遊び
13:00	午睡		午睡		リズム運動 体を動かす遊び			
13:15								
13:30								
13:45								
14:00	目覚め・排泄		目覚め・排泄・手洗い・うがい		排泄・手洗い・うがい			
14:45	手洗い・うがい	うがい・おやつ	おやつ・絵本の読み聞かせ		おやつ・絵本の読み聞かせ			
15:00	ミルク・おやつ	絵本の読み聞かせ	降園準備		降園準備			
15:15	降園準備	降園準備						
15:20	順次降園		順次降園		順次降園			
15:30	合同保育		▲延長保育		▲延長保育			
16:00								
17:00			合同保育		合同保育			
18:00								
18:30	保育終了		延長保育終了	保育終了	延長保育終了	保育終了		

2 さめがわこどもセンターの保育料について（令和元年10月以降）

1 保育料の算定基準

さめがわこどもセンターの保育料（利用者負担額）は、国が定める基準を上限として、鮫川村が決定しています。

（1）保育料の算定基準について

保育料については、世帯（父親と母親）の「村民税額」を基準として算定します。

（2）保育料の決定時期について

4月に前年度の村民税額により決定し、9月にこの年度の村民税額により決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
世帯の前年度の村民税所得割の合計額によって保育料を決定する。					世帯の本年度の村民税所得割の合計額によって保育料を決定する。						

※年度の表示は令和元年度の場合です。

（3）保育料の区分設定について（教育・保育給付）

年齢	認定区分	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	18:30	
3歳以上児	1号認定												保育の必要性なし		
														保育の必要性あり	
3歳未満児	3号認定												保育の必要性あり		

※7:00～8:00 及び 15:30～18:30 の延長保育の利用は、延長保育料の負担があります。

■国の保育料基準額（令和元年10月～※教育・保育給付）

階層区分		保育料月額: 1号認定
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	村民税非課税世帯・所得割非課税世帯	
第3階層	所得割額 77,100 円以下	
第4階層	77,101 円以上 211,200 円以下	
第5階層	211,201 円以上	

階層区分		保育料月額		
		2号認定	3号認定	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	
第2階層	村民税非課税世帯		0円	
第3階層	所得割課税額		48,600 円未満	19,500 円
第4階層			48,600 円以上 97,000 円未満	30,000 円
第5階層			97,000 円以上 169,000 円未満	44,500 円
第6階層			169,000 円以上 301,000 円未満	61,000 円
第7階層			301,000 円以上 397,000 円未満	80,000 円
第8階層			397,000 円以上	104,000 円

2 入園及び保育料の額

(1) 入園について

これまで、「支給認定申請書兼施設入園申込書」の提出にて入園手続きを行っていましたが、様式が改められ令和元年10月以降は「教育・保育給付認定申請書兼施設入園申込書」を用いて認定及び入園の手続きを行います。なお今年度の在園児については、新たに書類を提出しなおす必要はありません。

(2) 教育・保育給付1号認定の保育料

保育料は、保護者の住民税課税額に関わらず無料です。3号認定の2歳児のお子さんが誕生日を迎え満3歳に到達し、「子どものための教育・保育給付1号認定」を受けた際の保育料は、認定を受けた日以降が無償化の対象となります。

3号認定の認定期間は、認定を受けた日から満3歳に到達する前日までです。したがって満3歳に到達した際は、3号認定の認定期間が満了するため、村では同じく保育の必要性がある2号認定に職権で切り替えています。満3歳に到達し、何らかの理由で1号認定に切り替えを希望する場合は、「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」の提出が必要になりますので、ご相談ください。

○ 保育料基準額

階層区分		保育料月額	
第1階層	生活保護世帯	0円	
第2階層	村民税額が次の区分に該当する世帯		非課税世帯
第3階層			均等割課税世帯(所得割課税額0円)
第4階層			所得割課税額 77,100 円以下
第5階層			所得割課税額 77,101 円以上

○ 延長保育料・預かり保育料

項目	認定区分	延長保育料	預かり保育料
保育料	1号認定及び未認定	月額 2,000 円	日額 400 円
	2号認定		
	3号認定		

* 預かり保育料は、給食費が含まれています。

* 「子育てのための施設等利用給付2・3号認定の延長・預かり保育料は無償になります。

* 保育料は、口座振替も利用できますので、ご希望される方は、お申し出ください。

(3) 教育・保育給付2号及び3号認定の保育料

2号認定の保育料無償化のタイミングは、1号認定と異なり、次年度の4月分から無償化の対象になります。満3歳到達後(2号認定への切替後)の保育料の算定は3号認定の基準を用います。

○ 保育料基準額

階層区分			保育料月額	
			2号認定	3号認定
第1階層	生活保護世帯		0円	
第2階層	村民税額が 次の区分に 該当する世 帯	非課税世帯	0円	
第3階層		均等割課税世帯(所得割課税額0円)	4,700円	
第4階層		所得割額12,100円未満	6,400円	
第5階層		所得割額12,100円以上24,300円未満	8,100円	
第6階層		所得割額24,300円以上48,600円未満	9,800円	
第7階層		所得割額48,600円以上57,700円未満	12,400円	
第8階層		所得割額57,700円以上97,000円未満	15,000円	
第9階層		所得割額97,000円以上133,000円未満	18,600円	
第10階層		所得割額133,000円以上169,000円未満	22,200円	
第11階層		所得割額169,000円以上213,000円未満	25,000円	
第12階層		所得割額213,000円以上	27,700円	

3 子育て支援による保育料の軽減

村では、ひとり親世帯等及び多子世帯の保育料の軽減を図り、子育て支援を推進します。

(1) ひとり親世帯(母子・父子家庭)及び在宅障がい児(者)のいる家庭の保育料

○教育・保育給付3号認定

階層区分		3号認定月額
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	村民税額非課税世帯	0円
第3階層	村民税額所得割課税額48,600円未満	4,500円
第4階層	村民税額所得割課税額48,600円以上77,101円未満	4,500円

(2) 多子世帯の保育料

区分	一般世帯	ひとり親等の世帯
第1子	基準額	基準額
第2子	半額(基準額×0.5)	無料
第3子以降	無料	無料

* 保育に必要な事由別必要書類

No.	保育の必要な事由	必要書類
1	就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)	○就労証明書
2	妊娠・出産	○就労証明書 ○母子健康手帳(妊婦氏名と分娩予定日のわかる部分)の写し
3	保護者の疾病・障害	○就労証明書 ○診断書 障害: 身体障害者手帳等の写し 介護: 介護保険被保険者証の写し 看護: 診断書
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	
5	災害復旧に当たっている	○就労証明書 ○罹災証明書等災害の状況がわかる書類
6	求職活動(起業準備を含む)	○就労証明書 ○求職活動をしていることがわかる書類
7	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	○就労証明書 ○在学証明書
8	虐待やDVのおそれがある	○保育を必要とする事由証明書・申告書 ○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
9	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要	○保育を必要とする事由証明書・申告書(育児休業の期間が記載されていること)
10	その他、No.1～No.9の事由に類する状態として村が認める場合	○村が必要と認める書類